

平成28年2月9日

日本ボーイスカウト神奈川連盟理事長 殿

(公財)かながわトラストみどり財団
理事長 川本守彦



平成28年緑の募金運動への協力について (お願い)

寒さ厳しい折、貴団体におかれましては、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。
また、当財団の進めております緑の募金運動につきましては例年多大なご尽力を賜り、厚くお礼申し上げます。

平成27年度緑の募金運動は現在実施中で、皆様のご協力により学校や地域の緑化等を進めております。

毎年、「緑の募金法（緑の募金による森林整備等の推進に関する法律）」に基づき春季（2月～5月末まで）、秋季（9月～10月末まで）の期間において、当財団では緑豊かな神奈川をつくることを目的に、特に4月15日～5月14日「みどりの月間」を全国一斉強調月間の一環として、積極的な募金運動を展開しております。

また、街頭での募金活動は森林や緑の保全の重要性についてより効果的にPRできるものと考えられ、当財団において重要な募金活動として位置づけております。

つきましては、平成28年も引き続き募金運動への御協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、駅構内における緑の募金活動につきましては、当財団が一括取りまとめて各鉄道会社へ駅の利用を申請いたしますので、別紙の実施計画書を財団担当者宛てに提出下さいますようお願いいたします。

ご多用とは存じますが、各地区緑化推進委員の方へも別添依頼文のとおり送付しておりますので、ご配慮いただきますよう、お願い申し上げます。

送付資料

- 各地区緑化推進委員への依頼文（写し）
- 「駅構内における緑の募金活動実施計画書」提出のお願い
- 駅構内における緑の募金活動実施計画書（別紙）

※集めた募金額のうち10%を上限に、各団の募金活動費（募金活動に要した経費）として使用いただけます。その費用は、集めた募金額から差し引いてお使い下さい。

※募金運動の実施要領や資材（緑の羽根、肩掛け募金箱等）は、追ってお送りいたします。

※ご協力いただいた募金は、県内の森林整備活動や住居・学校周辺の緑化等へ支援する事業、さらには東日本大震災での被災地域の復旧・復興に向けて活用されています。

事務担当は、みどり森林課 豊丸
電話 045-412-2255
FAX 045-412-2300
E-mail toyo@ktm.or.jp

平成28年2月 日

日本ボーイスカウト神奈川連盟 各地区緑化委員会 殿

(公財)かながわトラストみどり財団
理 事 長 川 本 守 彦
(公印省略)

平成28年緑の募金運動への協力について (お願い)

寒さ厳しい折、貴団体におかれましては、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。
また、当財団の進めております緑の募金運動につきましては例年多大なご尽力を賜り、厚くお礼申し上げます。

平成27年度緑の募金運動は現在実施中で、皆様のご協力により学校や地域の緑化等を進めております。

毎年、「緑の募金法（緑の募金による森林整備等の推進に関する法律）」に基づき春季（2月～5月末まで）、秋季（9月～10月末まで）の期間において、当財団では緑豊かな神奈川をつくることを目的に、特に4月15日～5月14日「みどりの月間」を全国一斉強調月間の一環として、積極的な募金運動を展開しております。

また、街頭での募金活動は森林や緑の保全の重要性についてより効果的にPRできるものと考えられ、当財団において重要な募金活動として位置づけております。

つきましては、平成28年も引き続き募金運動への御協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、駅構内における緑の募金活動につきましては、当財団が一括取りまとめて各鉄道会社へ駅の利用を申請いたしますので、別紙の実施計画書を財団担当者宛てに提出下さいますようお願いいたします。

送付資料

- 「駅構内における緑の募金活動実施計画書」提出のお願い
- 駅構内における緑の募金活動実施計画書（別紙）

※集めた募金額のうち10%を上限に、各団の募金活動費（募金活動に要した経費）として使用いただけます。その費用は、集めた募金額から差し引いてお使い下さい。

※募金運動の実施要領や資材（緑の羽根、肩掛け募金箱等）は、追ってお送りいたします。

※ご協力いただいた募金は、県内の森林整備活動や住居・学校周辺の緑化等へ支援する事業、さらには東日本大震災での被災地域の復旧・復興に向けて活用されています。

事務担当は、みどり森林課 豊丸
電話 045-412-2255
FAX 045-412-2300
E-mail toyo@ktm.or.jp

「駅構内における緑の募金活動実施計画書」

提出のお願い

募金活動を駅構内で実施する場合には、別紙の「実施計画書」を直接、当財団までご提出下さい。
鉄道会社への利用申請は、当財団でまとめて行います。

街頭での募金活動は、森林や緑の保全の重要性についてより効果的に PR できるものです。
当財団では 2 月～5 月（春季）、9 月～10 月（秋季）を緑の募金期間と定め、特に 4 月 15 日～5 月 14 日「みどりの月間」期間を全国一斉強調月間として実施しておりますので、ぜひ、皆様のご協力をお願いします。

●提出期限（活動日が決まり次第ご提出願います）

募金活動日が	4 月末まで	⇒	提出期限	3 月 15 日
	5 月末まで	⇒		3 月 15 日
	9 月末まで	⇒		7 月 15 日
	10 月末まで	⇒		8 月 15 日

●提出方法・・・E メール または F A X 「かながわトラストみどり財団緑の募金担当」あて

E メール toyo@ktm.or.jp

FAX 045-412-2300

○集めた募金額のうち 10%を上限に、各団の募金活動費（募金活動に要した経費）として使用いただけます。その費用は、集めた募金額から差し引いてお使い下さい。

○駅構内での利用は、募金活動のスペースが無いなどの理由により実施できない場合があります。なお、鉄道会社より使用許可がおりましたら、財団より許可書の写しをお送りします。

【その他】

道路を利用しての街頭募金活動について（警察署への道路使用許可申請について）

道路施設を街頭募金活動に利用する場合は個別に直接警察署へ申請して下さい。

ただし、警察署への申請手数料（1 件 2,000 円）は募金活動実施後、別途財団が負担しますので、募金活動終了後にすみやかに申請時の領収書写しを E メール、FAX によりお送り下さい。確認後、お支払いします。

問合せ先

（公財）かながわトラストみどり財団 緑の募金担当 豊丸

〒220-0073 横浜市西区岡野 2-12-20

電話 045-412-2255 / FAX 045-412-2300

E メール toyo@ktm.or.jp

(公財) かながわトラストみどり財団 緑の募金担当 あて

FAX :045-412-2300 E-mail: toyo@ktm.or.jp 問合せ電話 045-412-2255

団体名

従事責任者

連絡先 住所〒

電話

FAX

電話 (携帯)

E-mail

募金活動に必要な資材数量をお申込み下さい。財団よりお送りします。

緑の募金活動 必要資材申請書

緑の羽根	本 (50 本単位)
緑の募金ポスター	枚
緑の募金リーフレット	枚
肩掛け募金箱	個
必ずお送りするもの：振込用紙 1 枚	

【連絡事項】

駅構内で募金活動をする場合にはこちらにもご記入下さい。

駅構内における緑の募金活動実施計画書

- 1 目的
学校及び公的広場等の緑化を推進し、みどり豊かな環境と健康的な県土づくりのため、全国的に展開している「緑の募金」活動を街頭などにおいて実施する。
- 2 指定募金団体
公益財団法人かながわトラストみどり財団 理事長 川本守彦
- 3 「緑の募金」の根拠
緑の募金による森林整備等の推進に関する法律（平成7年6月1日施行）
- 4 その他
駅利用者の交通に支障をきたさないよう、場所及び募金方法等について現地駅長の指示に従う。

	活動日	時間	活動場所 (線、駅、出口)	人数
①	月 日 ()	: から :	線 駅 口	人
②	月 日 ()	: から :	線 駅 口	人

※駅構内での募金活動をする場所の、簡単な見取り図を添付してください

【連絡事項】